

関連計画 1 《奈良県賃貸住宅供給促進計画》

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に基づき、奈良県賃貸住宅供給促進計画を以下の通り定める。

1. 奈良県の区域内における住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

（1）住宅確保要配慮者の範囲

法第 2 条第 1 項第 1 号から 5 号までに定める者及び同法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 63 号。以下「施行規則」という。）第 3 条第 1 号から第 10 号までに定める者に加え、海外からの引揚げ者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、性的マイノリティ、UIJ ターンによる転入者のほか、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者を住宅確保要配慮者とする。

（2）住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標

① 公的賃貸住宅

住生活基本法第 17 条第 1 項の規定に基づく奈良県住生活基本計画（令和 4 年 2 月）（以下「住生活基本計画」という。）に定められた公営住宅の供給の目標量を踏まえ、その他の公的賃貸住宅の供給主体とも連携し、公的賃貸住宅を公平かつ的確に供給する。

② 法第 10 条第 5 項に規定する登録住宅

地域における空き家・空き室を有効活用し、住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅の供給の促進を図る。

2. 目標を達成するために必要な事項

（1）住宅確保要配慮者に対する公的賃貸住宅の供給の促進に関する事項

県基本計画を踏まえ、既存の公的賃貸ストックを有効に活用するとともに、公的賃貸住宅の管理等を行う主体間で連携し、推進する。

（2）住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項

① 登録住宅（共同居住住宅以外）の規模に関する基準について

施行規則第 11 条に規定されているとおりとする。

② 共同居住型住宅の登録住宅の規模に関する基準について

施行規則第 11 条ただし書き第 12 条第 2 号ロに基づく国土交通大臣が定める基準（平成 29 年国土交通省告示第 941 号）第 2 条のとおりとする。

(3) 住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項

登録事業者に対し、制度の適正な運用を図るため、入居対象者の範囲の適切な設定・入居者の個人情報保護の徹底等について、周知啓発及び指導監督を的確に行う。

また、賃貸人等に対し、住戸改善や適切な維持管理・計画的な修繕の実施等について普及啓発を図るとともに、居住支援協議会や関係団体と連携し、制度が円滑に運用されるよう努める。

(4) 計画期間

本計画の計画期間は令和 5 年度から令和 12 年度の 8 年間とする。